

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特 許 公 報(B2)

(11) 特許番号

特許第4064706号  
(P4064706)

(45) 発行日 平成20年3月19日(2008.3.19)

(24) 登録日 平成20年1月11日(2008.1.11)

(51) Int.Cl. F 1  
G 0 9 F 1/08 (2006.01) G 0 9 F 1/08 Z

請求項の数 2 (全 6 頁)

(21) 出願番号	特願2002-107372 (P2002-107372)	(73) 特許権者	000115980
(22) 出願日	平成14年4月10日(2002.4.10)		レンゴー株式会社
(65) 公開番号	特開2003-302902 (P2003-302902A)		大阪府大阪市福島区大開4丁目1番186号
(43) 公開日	平成15年10月24日(2003.10.24)	(74) 代理人	100074206
審査請求日	平成17年2月16日(2005.2.16)		弁理士 鎌田 文二
		(74) 代理人	100084858
			弁理士 東尾 正博
		(74) 代理人	100087538
			弁理士 鳥居 和久
		(72) 発明者	中村 覚
			東京都葛飾区小菅4丁目2番15号 レンゴー株式会社葛飾工場内

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 広告表示具

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

周壁をなすように連設され、両側の折曲部Cで折り畳まれる一対の外面板1の内側に、この外面板1より幅が狭く、各折曲部Cから対向する折曲部Cの手前へ延びる一対の摺合板2を重なり合うように設け、一方の摺合板2に、外面板1との接続側へ延びる横溝部4の終端から縦溝部5が屈曲した鉤形穴6を形成し、他方の摺合板2に、両外面板1を湾曲させたとき鉤形穴6の縦溝部5に一致する縦長穴7を形成し、鉤形穴6と縦長穴7にビス14を貫通させて抜け止めした広告表示具。

【請求項2】

前記一対の外面板1及び摺合板2を先広がり形状とし、摺合板2の先端側に鉤形穴6及び縦長穴7を設け、組立時に両外面板1から成る周壁が円錐状をなすようにしたことを特徴とする請求項1に記載の広告表示具。

【発明の詳細な説明】

【0001】

【発明の属する技術分野】

この発明は、厚紙を主材料とし、外面が湾曲した立体的な構造をなす広告表示具に関するものである。

【0002】

【従来の技術】

例えば、小売店の店頭では、商品の販売を促進するため、商品の外観等を大きく印刷した

広告板を吊り下げることがある。このような広告板としては、通常、輸送時に嵩張らず、製造にコストがあまりかからない積層構造の厚紙等、平面的なものが用いられる。

【0003】

【発明が解決しようとする課題】

しかしながら、上記のような広告板では、商品のイメージをリアルに表現することができず、消費者への訴求力が弱いという問題があり、よりインパクトの強い広告表示が求められている。

【0004】

そこで、この発明は、扁平な折畳状態から立体構造に簡単に組み立てられ、製造も容易な厚紙を主材料とする広告表示具を提供しようとするものである。

10

【0005】

【課題を解決するための手段】

上記課題を解決するため、この発明は、周壁をなすように連設され、両側の折曲部で折り畳まれる一対の外面板の内側に、この外面板より幅が狭く、各折曲部から対向する折曲部の手前へ延びる一対の摺合板を重ねり合うように設け、一方の摺合板に、外面板との接続側へ延びる横溝部の終端から縦溝部が屈曲した鉤形穴を形成し、他方の摺合板に、両外面板を湾曲させたとき鉤形穴の縦溝部に一致する縦長穴を形成し、鉤形穴と縦長穴にビスを貫通させて抜け止めした広告表示具を提供する。

【0006】

このような広告表示具では、外面板の両側の折曲部を内側に押し込むと、摺合板の重なりが深くなって、ビスが鉤形穴の横溝部沿いにスライドし、その終端に達したビスを、一致した鉤形穴の縦溝部と縦長穴沿いにスライドさせると、外面板が湾曲した立体的な形状に保持される。

20

【0007】

また、上記広告表示具において、一対の外面板及び摺合板を先広がり形状とし、摺合板の先端側に鉤形穴及び縦長穴を設け、組立時に両外面板から成る周壁が円錐状をなすようにすると、包装紙に包まれた花束等のイメージをリアルに表現することができる。

【0008】

【発明の実施の形態】

以下、この発明の実施形態として、切花の販売促進に使用するため、包まれた花束を模式化して表現した広告表示具について、添付図面に基づいて説明する。

30

【0009】

図1に示すように、この広告表示具は、包装紙を表す一対の本体Aと、花を表す装飾板Bとから構成される。各本体Aは、扇状に先広がりとなった外面板1の一侧縁に、同じく先広がり外面板1より幅が狭い摺合板2を罫線を介して連設し、外面板1の他側縁に罫線を介して継代片3を連設したものとされている。

【0010】

そして、一方の本体Aの摺合板2には、外面板1との接続側へ延びる横溝部4の終端から縦溝部5が屈曲した鉤形穴6が形成され、他方の本体Aの摺合板2には、縦溝部5に対応する縦長穴7が形成されている。

40

【0011】

また、各本体Aには、外面板1の下縁に凸レンズ形の底片8が罫線を介して連設され、その一方に差込片9が、他方に切込10が設けられているほか、外面板1から摺合板2又は継代片3を切り込んで、紐穴を有する吊下片11がそれぞれ形成されている。

【0012】

また、装飾板Bは、花が印刷された突出部12に、摺合板2より幅が狭い貼付部13を連設したものとされ、貼付部13には、他方の本体Aの摺合板2と同様に、鉤形穴6の縦溝部5に対応する縦長穴7が形成されている。

【0013】

上記のような部材からこの広告表示具を組み立てるには、図2に示すように、縦長穴7を

50

有する本体 A の摺合板 2 に装飾板 B の貼付部 1 3 を貼り付け、各本体 A の外面板 1 から摺合板 2 及び継代片 3 を、それぞれ罫線に沿って内側へ折り曲げる。

【 0 0 1 4 】

そして、各本体 A の継代片 3 を、それぞれ相手側の摺合板 2 の外面板 1 との接続側部分に貼着し、吊下片 1 1 同士を貼り合わせ、図 3 及び図 4 に示すように、プラスチックのビス 1 4 を鉤形穴 6 の横溝部 4 と縦長穴 7 に貫通させて、そのフランジにより抜け止めする。

【 0 0 1 5 】

この状態では、ビス 1 4 が横溝部 4 の始端側に位置し、各本体 A の外面板 1 がほぼ平坦となって、広告表示具は、外面板 1 の両側の折曲部 C で扁平に折り畳まれた状態となっている。

10

【 0 0 1 6 】

一方、店頭でこの広告表示具を使用する際には、図 5 及び図 6 に示すように、外面板 1 の両側の折曲部 C を内側に押し込むことにより、両外面板 1 から成る周壁が円錐状をなすように各外面板 1 を湾曲させる。

【 0 0 1 7 】

これにより、摺合板 2 の重なりが深くなって、ビス 1 4 が鉤形穴 6 の横溝部 4 に沿って終端側へスライドし、ビス 1 4 が横溝部 4 の終端に達したとき、鉤形穴 6 の縦溝部 5 と縦長穴 7 とが一致する。

【 0 0 1 8 】

この状態で、ビス 1 4 を鉤形穴 6 の縦溝部 5 と縦長穴 7 に沿って奥側へスライドさせると、外面板 1 が湾曲した立体的な形状に保持される。なお、このとき、底片 8 を重ね合わせて、差込片 9 を切込 1 0 に差し込む。

20

【 0 0 1 9 】

このように、上記広告表示具を立体構造に組み立てた状態では、包装紙に包まれた花束のイメージがリアルに表現されるので、消費者の購買意欲をそそることができ、販売促進効果が期待できる。

【 0 0 2 0 】

【 発明の効果 】

以上のように、この発明に係る広告表示具は、厚紙を折り曲げて簡単に製造でき、周壁をなす外面板の両側の折曲部を内側に押し込み、ビスをスライドさせてロックするだけで、外面板が湾曲した立体的な形状に保持されて、扁平な折畳状態から迅速に組み立てることができ、消費者への高い訴求効果が得られる。

30

【 図面の簡単な説明 】

【 図 1 】 この発明の実施形態に係る広告表示具の各部材のブランクを示す図

【 図 2 】 同上の製造時の一過程を示す斜視図

【 図 3 】 同上の扁平な折畳状態を示す斜視図

【 図 4 】 同上の縦断正面図

【 図 5 】 同上の立体構造への組立状態を示す斜視図

【 図 6 】 同上の縦断正面図

【 符号の説明 】

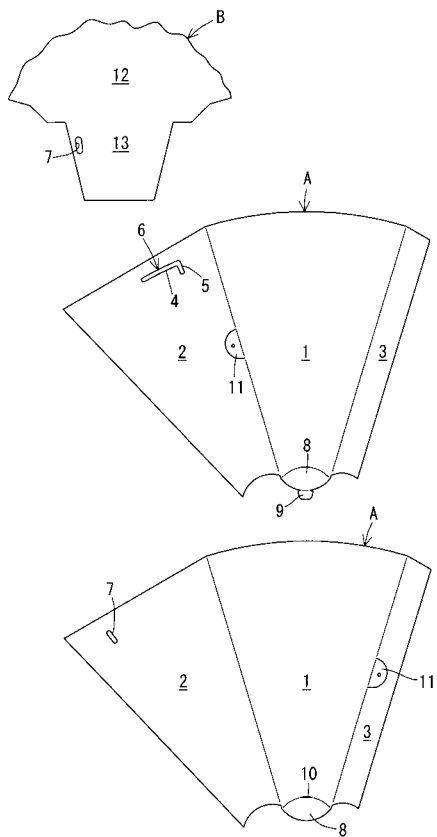
40

- A 本体
- B 装飾板
- C 折曲部
- 1 外面板
- 2 摺合板
- 3 継代片
- 4 横溝部
- 5 縦溝部
- 6 鉤形穴
- 7 縦長穴

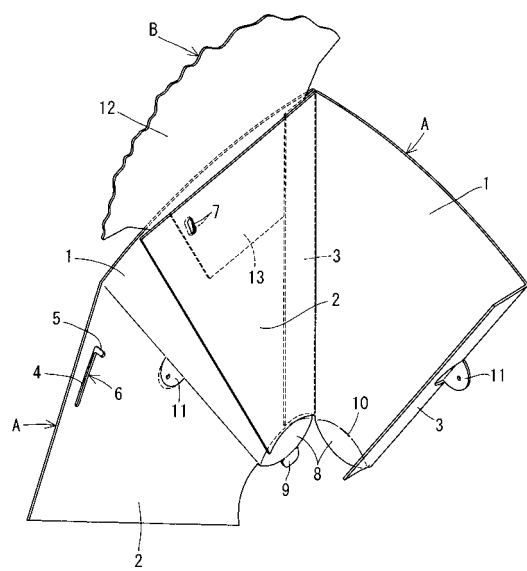
50

1 4 ビス

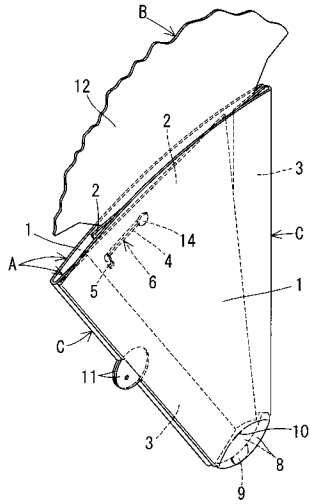
【図1】



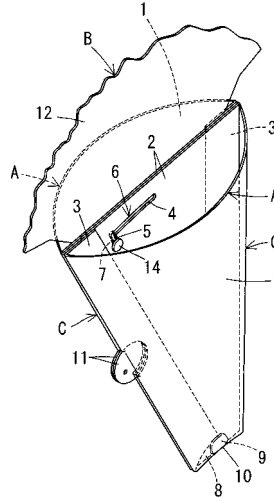
【図2】



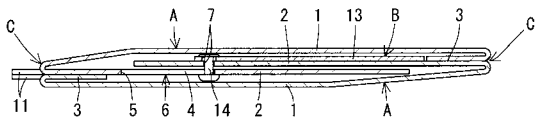
【 図 3 】



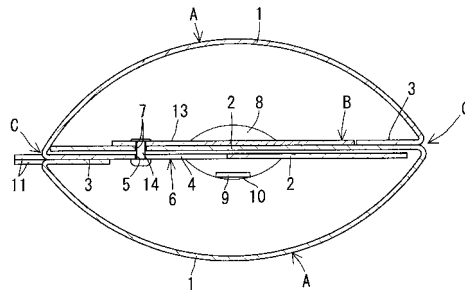
【 図 5 】



【 図 4 】



【 図 6 】



---

フロントページの続き

- (72)発明者 竹内 慎  
東京都葛飾区小菅4丁目2番15号 レンゴー株式会社葛飾工場内
- (72)発明者 大山 剛  
東京都葛飾区小菅4丁目2番15号 レンゴー株式会社葛飾工場内

審査官 秋山 斉昭

- (56)参考文献 実開昭61-101778(JP,U)  
登録実用新案第3084466(JP,U)  
実開昭59-97670(JP,U)  
特開平7-222644(JP,A)

- (58)調査した分野(Int.Cl., DB名)  
G09F 1/00-1/08